

大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針（案）

第1 目的

この指針は、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第81条の21の3第1項の規定により、自主調査及び自主措置（以下「自主調査等」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることにより、適切かつ客観性の高い自主調査等が実施され、及びその結果が適切に活用されることを目的とする。

第2 定義

この指針の用語の意義は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）及び条例の定めるとおりとする。

第3 自主調査等に対する助言

自主調査等を実施しようとする者及び実施者は、適宜、その方法等について知事の助言を受けることができる。

第4 自主調査等の結果の記録等

自主調査等の実施者は、自主調査等の結果の記録を保管し、土地所有者等に変更があった場合は、これらの記録を引き継ぐよう努める。

第5 特定自主調査等

次の各号に掲げる自主調査（以下第6から第9において「特定自主調査」という。）及び自主措置（以下第6から第9において「特定自主措置」という。）を特定自主調査等という。

- (1) 法第4条及び条例第81条の5の形質変更の可能性がある土地において実施する自主調査等
- (2) 法第14条の規定により区域指定を申請する可能性がある土地において実施する自主調査
- (3) 土地を利用する上で、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染の状況を把握し、汚染があった場合には原位置封じ込め等の措置を行い、その結果について周辺住民や関係者に客観的に説明または報告する必要がある場合など、技術的に一定の水準が求められる自主調査等

第6 特定自主調査の実施

1 指定調査機関への委託

特定自主調査を行う土地所有者等は、法第4条第2項に規定する指定調査機関に委託して当該自主調査を行う。

2 土壤汚染のおそれの把握

特定自主調査の実施者は、条例施行規則第48条の5の規定に準じて、調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（以下「地歴調査」という。）を行う。当該地歴調査においては、調査対象地及びその周辺の土地における地下水の管理有害物質による汚染の概況の把握にも努めるものとする。

3 特定自主調査の計画

特定自主調査を実施しようとする者は、前項で実施した地歴調査の結果を踏まえ、別表に示す条例に定める方法に準じて、以下の事項について検討し、特定自主調査の実施に関する計画を作成する。

- (1) 調査の目的・方針
- (2) 調査対象地、試料採取等対象物質及び調査予定期間
- (3) 試料採取等対象物質ごとの土壤汚染のおそれの区分の分類
- (4) 試料採取等区画及び試料採取地点
- (5) 試料採取方法及び測定方法
- (6) 省略の有無及びその内容
- (7) 調査を実施する指定調査機関
- (8) その他必要な事項

4 特定自主調査に係る試料採取等の実施

特定自主調査の実施者は、前項の計画に基づいて調査（試料採取、測定及び結果の評価等）を実施する。

なお、特定自主調査の実施にあたり、必要に応じて地下水の汚染状況の把握に努めることとする。

5 特定自主調査の結果のとりまとめ

特定自主調査の実施者は、当該調査の結果について、以下の項目を参考にとりまとめる。

- (1) 調査の目的・方針
- (2) 調査対象地、試料採取等対象物質及び調査実施期間
- (3) 調査を実施した指定調査機関及び分析を行った者
- (4) 試料採取等対象物質ごとの土壤汚染のおそれの区分の分類
- (5) 試料採取等区画及び試料採取地点(測量図面等及び調査地点の状況を示す書類)
- (6) 試料採取方法及び測定方法
- (7) 試料採取等の結果（試料採取地点ごとの検出値、定量下限値、試料採取日等）及び当該結果を担保する書類（計量証明書、現場写真等）
- (8) 試料採取等の結果の評価
- (9) 保管すべき履歴等の資料
- (10) その他必要な事項(地下水の汚染状況の把握を行った場合はその結果を含む。)

第7 特定自主措置の実施

1 特定自主措置の種類

特定自主調査の結果、管理有害物質が条例施行規則第48条の33に定める基準に適合せず、特定自主措置を実施しようとする者は、条例施行規則別表第18の6の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の中欄及び下欄に定める措置から実施する措置の種類を定めるものとする。

2 特定自主措置の計画

特定自主措置を実施しようとする者は、条例施行規則別表18の7の上欄に掲げる措置の種類に応じた同表下欄に掲げる措置の方法に準じて、以下の事項について検討し、特定自主措置の実施に関する計画を作成する。

- (1) 措置の目的及び目標
- (2) 措置の対象地及び実施予定期間
- (3) 土壌汚染詳細調査(自主措置において必要となる基準不適合土壌のある範囲及び深さの把握のために行われる調査をいう。以下同じ。)の実施方法(土壌汚染詳細調査が必要な場合のみとする。)
- (4) 措置方法の詳細とその工程(土壌汚染詳細調査を行った場合はその結果を記載し、当該結果を勘案して計画を作成する。)
- (5) 基準不適合土壌を措置の対象地の外に搬出、運搬する場合の運搬、処理の方法及び搬出先の情報等
- (6) 措置実施中の施行管理体制
- (7) 措置に伴う施設を設置する計画の有無及びその内容
- (8) 周辺環境保全対策(周辺環境への汚染の拡散防止等)
- (9) 措置完了の確認方法(地下水モニタリング計画を含む。)
- (10) その他必要な事項

3 特定自主措置に係る工事の実施

特定自主措置の実施者は、前項の計画をもとに、必要に応じ土壌汚染詳細調査を実施するとともに、措置に係る工事を行う。

また、当該基準不適合土壌を当該土地から運搬し、処理する場合は、条例第81条の16から19までの規定に準じて行う。

4 特定自主措置に係る工事結果のとりまとめ

特定自主措置の実施者は、特定自主措置に係る工事を実施した結果について、以下の項目を参考にとりまとめる。

- (1) 措置の目的及び目標

- (2) 措置の対象地及び措置に係る工事の開始日、終了日
- (3) 措置の種類及びその方法
- (4) 措置に伴う汚染拡散防止対策の概要
- (5) 実際に措置を行った基準不適合土壌の範囲(平面図、断面図)及び当該土壌の量
- (6) 周辺環境保全対策及び周辺環境監視結果
- (7) 基準不適合土壌の搬出を行った場合は、管理票及び処理先での処理報告書
- (8) 地下水観測井の設置状況(地下水モニタリングを実施する場合のみとする。)
- (9) 措置の結果を担保する書類(計量証明書、現場写真等)
- (10) その他必要な事項(土壌汚染詳細調査結果を含む。)

5 特定自主措置に係る地下水モニタリング調査の実施及び結果のとりまとめ

特定自主措置の実施者は、第2項において地下水モニタリング計画を作成した場合は、当該計画により地下水モニタリング調査を実施するとともに、その結果について以下の項目を参考にとりまとめる。

- (1) 地下水モニタリング調査対象地
- (2) 地下水モニタリング調査開始日及び措置効果確認日
- (3) 地下水の試料採取方法(地下水観測井の位置及び構造等)
- (4) 地下水の水質分析結果
- (5) その他必要な事項

第8 特定自主調査等の方法に対する指導又は助言

特定自主調査等を実施しようとする者及び実施者は、適宜、その方法等について知事の指導又は助言を受けることができる。なお、特定自主調査等を実施しようとする者及び実施者は、以下の各号に掲げる段階において知事に報告書等の文書により報告や説明を行うことにより、指導又は助言を受けることが望ましい。

- (1) 特定自主調査の方法を計画した段階
- (2) 特定自主調査が終了した段階
- (3) 特定自主措置の方法を計画した段階
- (4) 特定自主措置に係る工事が終了した段階
- (5) 特定自主措置の効果を確認する地下水モニタリング調査を実施及び終了した段階

第9 特定自主調査等の情報提供

1 特定自主調査等の実施者は、特定自主調査等の計画や結果について、周辺住民に情報提供するよう努める。

- 2 知事は、報告を受けた特定自主調査等の結果の情報を整理し、必要に応じて府民に情報提供する。

別表 条例に定める方法（第4の3関係）

条例に定める方法	該当する条例施行規則の規定
試料採取等を行う区画の選定	条例施行規則第48条の6
土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の土壤汚染状況調査に係る特例	条例施行規則第48条の7
試料採取等の実施	条例施行規則第48条の8
30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等	条例施行規則第48条の9
土壤ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壤の採取及び測定	条例施行規則第48条の10
試料採取等の結果の評価	条例施行規則第48条の11
ダイオキシン類について汚染状態にあるとみなされた土地の周辺の試料採取等	条例施行規則第48条の12
調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略	条例施行規則第48条の13
第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例	条例施行規則第48条の14
試料採取等を行う区画の選定等の省略	条例施行規則第48条の15
試料採取等の省略	条例施行規則第48条の16
大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例施行前に行われた調査の結果の利用	条例施行規則第48条の17

指針における自主調査等（自主調査及び措置）の枠組み

	特定自主調査等を除く自主調査等	特定自主調査等
定義	右欄の自主調査等を除く自主調査等	<p>法第4条及び条例第81条の5の形質変更の可能性がある土地において実施する自主調査等</p> <p>法第14条の規定により区域指定を申請する可能性がある土地において実施する自主調査</p> <p>土地を利用する上で、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染の状況を把握し、汚染があった場合には原位置封じ込め等の措置を行い、その結果について周辺住民や関係者に客観的に説明または報告する必要がある場合など、技術的に一定の水準が求められる自主調査等</p>
調査の方法		条例の規定に準拠
措置の方法		条例の規定に準拠
知事の指導又は助言	助言を受けることができる。	<p>指導又は助言を受けることができる。</p> <p>計画策定時、結果が出たとき等に報告して指導・助言を受けることが望ましい。</p>
情報提供		<p>知事は必要に応じて情報提供する。</p> <p>調査等実施者は周辺住民に対し情報提供に努める。</p>
結果の引継ぎ	努める	努める

土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の流れ

